

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和6年8月16日

福岡市福祉局総務企画部総務課

1. 公募の趣旨

本業務については、終戦から長期間経過し、経年劣化が進む貴重な引揚関係資料の保存を適切に行うため、高精細なレプリカとデジタル画像を作成し、活用する。その作成・取り扱いには、一定の技術とノウハウが求められる。

そのため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、または公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積り合わせを実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

『資料展「引揚港・博多」レプリカ作成及びデジタル画像作成業務委託』

(2) 請負契約等の内容

終戦から長期間経過し経年劣化が進む貴重な「博多港引揚資料」の保存と公開を適切に行うため、原資料の高精細なレプリカとデジタル画像を作成する。

(3) 履行期間（予定）

契約締結の日から令和7年3月31日

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募

手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 直近5年間に国、地方公共団体が運営する博物館等から紙資料のレプリカ作成とデジタル画像の作成を受注し、納品した実績があること。
- (2) 福岡市内に本社または支社があること。
- (3) 市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (5) 仕様書のとおり、当該業務を確実に履行可能であること。
- (6) 経年劣化した資料を取り扱うにあたり、破損等が懸念されるため、万が一を想定し、修復が可能な体制が整っていること。

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和6年8月16日～令和6年8月30日（閉庁日を除く）
9時から16時まで（12時～13時を除く）

② 配布場所

福祉局総務企画部総務課（福岡市役所12階）
所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話 092—711—4493
担当 細田

③ 配布方法

配布場所において配布（手渡し）

④ 配布書類

公募説明書、仕様書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

(1) ①に同じ。

② 提出場所

(1) ②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期間に到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を郵送で通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、福祉局総務企画部総務課に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

(4) 問い合わせ先

(1) ②に同じ。

6. その他

予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は見積り合わせを中止する場合がある。